

奈良工業高等専門学校旅費支給規程

平成16年4月1日制定

平成21年4月1日改正

平成23年4月1日改正

令和7年7月17日改正

(目的)

第1条 奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)における旅費の支給については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則(平成16年規則第49号,以下「旅費規則」という。),独立行政法人国立高等専門学校機構旅費実施細則(令和7年規則第143号,以下「旅費実施細則」という。),独立行政法人国立高等専門学校機構旅費取扱規則(令和7年規則第144号,以下「旅費取扱規則」という。)及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか,この規程の定めるところによる。

(旅行命令)

第2条 旅費規則第4条第3項により申出を行った旅行については,旅費システムより旅行(命令)書を出力し,総務課に提出するものとする。

(旅行報告)

第3条 旅費規則第8条による報告は,旅費システムより出力した旅行報告書を,総務課に提出するものとする。

(仮払い請求)

第4条 旅費規則第9条第1項により旅費を概算により仮払請求する場合は,原則として出発日の45日前までに旅行(命令)書及び旅費の計算に必要な書類を,総務課に提出するものとする。

(内国旅行における航空機の利用)

第5条 内国旅行における航空機の利用については,次の各号の一を満たしていなければならない。

- 一 鉄道等陸路及び水路による旅行に比べ,航空機を利用した方が経済的である場合
- 二 災害その他により,陸路等による移動が困難である場合

(特急料金)

第6条 特急料金については,特急列車を運行する線路による旅行で片道40キロメートル以上のものに支給する。

(旅行の起点)

第7条 旅行の起点は,「近鉄郡山駅」,「大和小泉駅」,「郡山駅」,「奈良交通バス停留所 奈良高専前」又は「自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所)等の最寄り駅」とする。

(旅行の日数)

第8条 旅行日数については、原則として次のとおりとする。

- 一 「近鉄郡山駅」，「大和小泉駅」，「郡山駅」又は「自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所）等の最寄り駅」を午前7時までに出発しなければ用務を遂行できない場合は、用務日の前日を移動日とすることができるものとする。
- 二 用務の遂行後、午後10時までに「近鉄郡山駅」，「大和小泉駅」，「郡山駅」又は「自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所）等の最寄り駅」に到着できない場合は、用務日の翌日を移動日とすることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規程により難い特別の事情があると認められるときは、別途協議する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校旅費支給内規（昭和42年10月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。